おそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第86条の調査を行うものとする。

⑸　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

⑹　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

⑺　専任の監理技術者の配置を義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は入札説明書参照。）。

⑻　手続における交渉の有無　無。

⑼　契約書作成の要否　要。

⑽　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑾　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⑿　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

⒀　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⒁　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒂　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

⒃　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Atsushi Fukasawa Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the substructure of Nishigawa Bridge etc.

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 21 February 2014.

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 22 April 2014 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 22 April 2014).

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2 2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年1月23日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構
琉球病院長　村上　優

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　47

○第15402号（№15402）

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　独立行政法人国立病院機構琉球病院病棟等建替整備工事１期工事（建築）

⑶　工事場所　沖縄県国頭郡金武町字金武7958―１　独立行政法人国立病院機構琉球病院内

⑷　工事内容　本工事は老朽化した病棟等の建替を行うものである。精神病棟（ＲＣ―３階建て約5,200㎡）

なお、当該工事は建築工事であり、関連する電気設備工事、及び機械設備工事については別途発注される予定である。

⑸　工期約13ヶ月以内

※本工事の着手日については、落札者が選択（工事着手日選択可能期間は落札後90日以内）出来ることとします。但し、電気及び機械設備受注者と工事着手日について協議するものとします。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約3,386㎥、鉄筋約585ｔ、鉄骨約０ｔ、板ガラス約792㎡

2　競争参加資格

⑴　競争参加者は次に掲げる①又は②の者とする。

①　次の⑵から⑽までに掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（経常建設共同企業体を除く。）により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、独立行政法人国立病院機構琉球病院長から独立行政法人国立病院機構琉球病院病棟等建替整備工事に係る共同企業体として資格認定通知を受けた者であること。構成員の数は２社または３社とする。出資比率は、すべての構成員が均等割の10分の６以上であること。

②　次の⑵から⑽までに掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（経常建設共同企業体を含む。以下同じ。）。

⑵　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同５条中の「特別の理由がある場合」に該当する。

⑶　厚生労働省から九州沖縄ブロックにおける建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、九州沖縄ブロックの一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑷　厚生労働省から九州沖縄ブロックにおける建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,150点以上であること。また、⑶の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,150点以上であること。ただし、共同企業体の場合の代表構成員以外の構成員については950点以上とする。

⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑹　平成10年度以降に元請けとして完成、引渡しが完了した次に掲げる工事の施工実績を有すること。単体有資格者及び共同企業体の代表者は、単独又は共同企業体の代表者として施工した①の施工実績を有すること。共同企業体の構成員は②の施工実績を有するか又は共同企業体として施工した①の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）

①　ＲＣ造又はＳＲＣ造地上２階建て以上、延床面積1,000㎡以上の病院の新築又は増築

②　ＲＣ造又はＳＲＣ造地上１階建て以上、延床面積500㎡以上の病院、社会福祉施設又は事務所の新築又は増築

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に当機構の理事長又は経理責任者から指名停止を受けていないこと。

⑻　１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。